

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和5年（2023年）11月15日付け〇〇第389号で行った保有個人情報不訂正決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 個人情報の訂正請求

審査請求人は、令和5年11月6日付けで実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第90条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（1）保有個人情報の内容

裁決書（令和〇年〇月〇日付、山公委（交規）第〇〇号）の3枚目、理由1に記載されている、山口県警察〇〇部〇〇課長が山口県公安委員会に提出した資料⑨電話録取用紙のうち私の個人情報

（2）訂正請求趣旨及び内容

（3）真実（審査請求人が記載。添付書類省略） （省略）

2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求に対し、提出された書類その他関係する事項について調査した結果、訂正請求に係る個人情報は事実と合致していることが確認されたことを理由として、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年11月21日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消を求めるというものである。

2 審査請求の理由（審査請求書別紙より抜粋。添付書類省略） （省略）

3 実施機関の説明に対する意見

(省略)

第4 実施機関の説明要旨

(省略)

第5 審査会の判断

1 法に基づく訂正請求について

法第90条第1項本文は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。」としている。

これは、何人も、公文書に記録されている自己の個人情報が事実と合致していないと認めるときは、その訂正を権利として請求できることを明らかにしたものである。

ここで、「当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）」とは、保有個人情報の誤りを正すこと、古くなった保有個人情報を更新すること、不完全である保有個人情報を補完すること、誤った保有個人情報を削除すること等を意味するとされている。

なお、訂正請求は、保有個人情報の「内容が事実でないと思料する」場合に行われるものであることから、事実ではなく評価や判断の内容については、訂正請求の対象外であるとされている。

また、法第91条第1項は、訂正請求は、同項各号に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならないと規定し、同項第3号は、訂正請求書に記載すべき事項の一つとして、「訂正請求の趣旨及び理由」を定めているところ、この「趣旨」とは、「〇〇を△△に書き換え、□□を削除せよ」のように、どのような訂正を求めるかの結論に係る主張であり、「理由」とは、当該主張の根拠であるとされており、保有個人情報の訂正請求を行う者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①具体的にどの部分の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正をするべきであると考えているのか等の、請求を受けた行政機関の長等が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る具体的な内容を、根拠を示して主張すべきであり、訂正請求の請求者がこのような具体的な主張や資料の提出等を行わない場合には、一般的に、請求を受けた行政機関の長等は、訂正請求に理由があると認めないと判断することになるとされている。（内閣府情報公開・個人情報保護審査会平成25年3月29日答申(平成24年度(行個)答申第195号)参照)

2 本件処分の妥当性について

本件請求の趣旨は、審査請求人が、審査請求人の行った保有個人情報の開示請求を受けて実施機関が部分開示した公文書の一部である電話録取用紙（以下、「当該電話録取用紙」という。）に記載された保有個人情報の訂正を求めるものであり、当該電

話録取用紙に記載された内容のうち、審査請求人の個人情報と異なる記載がされていると思料する部分の訂正を求めているものであることから、法第90条第1項に基づく訂正請求の対象である「事実」に係る記載に対する訂正請求であると認められる。

審査会がインカメラ審理により当該電話録取用紙を実際に見分したところ、当該電話録取用紙は、請求人の交通違反否認事件に関して作成された書類の内容について、〇〇課員が警察の内部電話を使用して、当該交通違反を担当した警察官に検挙当時の状況など補充的な事実確認を行った際に作成したものであるとの実施機関の説明に誤りはないものと見受けられた。

審査請求人が、当該電話録取用紙に記載された保有個人情報の訂正を求める主張の要旨は、令和〇年〇月〇日に横断歩行者妨害を行ったとして交通取り締まりを受けたことについて、審査請求人の運転していた車が実際に違反した車と間違えられて取り締まられた、当日の調査報告書などにおいて、交通取り締まりを行った警察署員が入れ替わるなど事実関係に反した記載がなされた、〇〇警察署、〇〇課、公安委員会、〇〇課などに何度も図示して丁寧に説明を求めても真摯に対応してもらえない、というものであると見受けられる。自らは横断歩行者妨害を行っておらず、開示を受けた公文書において、審査請求人の個人情報に係る記載が実際の事実と反している、との審査請求人の主張に対する真摯な姿勢は、審査請求書や反論書などの記載から強く伺えたところではある。

しかし、上記の審査請求人の主張は、当審査請求人の交通違反否認事件に関して、交通取締りを行った当時の警察署員の対応や、その後の報告や関係機関の対応が誤っているというものであり、当該主張や、当該主張に関して審査請求人が作成した図面などは、本件請求の対象である当該電話録取用紙の記載内容、すなわち警察の内部電話で警察署員同士が会話した内容の正誤に係る判断材料とはならない。

よって、審査請求人が、警察の内部電話を使用して会話した内容を知る由はなく、また、訂正請求に必要な客観的資料を提示することも不可能であり、審査請求人が本件請求の裏付けとなる客観的証拠を示していない以上、公文書に記載されている個人情報の訂正を検討することはできないため、保有個人情報不訂正決定を行ったとの実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、本件処分を行った実施機関の判断に誤りがあるとは認められない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年　　月　　日	経　　　　　過
令和　６年　１月３１日	実施機関から諮問を受けた。
令和　６年　９月１７日	事案の審議を行った。
令和　７年　１月２４日	事案の審議を行った。
令和　７年　３月２４日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会（第一部会）委員名簿

（五十音順・敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
沖 本 浩	弁護士	部会長
古 林 照 己	公認会計士	
服 部 麻理子	獨協大学教授	部会長職務代理者

（令和7年3月24日現在）